

シートベルト及びシートベルト取付装置に関する基準の見直しについて

1. 概要

シートベルト及びシートベルト取付装置の基準を見直し、ISOFIX 取付装置の車両への装備、三点式シートベルトの装備範囲の拡大等の基準の見直しを行う。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第14号及び第16号(装置型式指定に関わる見直しを除く。)との整合化を図る。

2. 具体的内容

①適用対象

乗用自動車及び貨物自動車(トレーラ、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)の前向き又は後向き座席に備える大人用座席ベルト及びその取付装置に適用します。ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車の座席及び非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席に備えるものは適用除外とする。

また、乗車定員 10 人未満の乗用自動車に装備する ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に適用する。

②適用時期

平成24年7月1日以降の製作車(平成 18 年 10 月から順次製作)

③主な要件

- ・乗車定員 10 人未満の乗用自動車について、ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の強度、取付数、取付位置等を規定する。これにより、車両側の ISOFIX 関連規定が整備される。
- ・座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、乗用車等の全ての前向き座席への三点式シートベルト装備を含め、強度、取付数、取付位置等を規定する。これにより、乗用自動車(乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5トン以下のものに限る。)の前席中央及び後席中央について三点式シートベルトとなる。

(用語について)

- ・二点式シートベルト: 腰部にまわす腰ベルトからなる二点で支持されるシートベルト
- ・三点式シートベルト: 腰ベルトに加え、肩から腰に斜めにかかる肩ベルトをもつ三点で支持されるシートベルト
- ・ISOFIX: 共通化された取り付け具により、自動車の座席にチャイルドシートを固定する仕組み(別紙2図参照)
- ・トップテザー: 衝突時にチャイルドシートの回転を抑えるため、チャイルドシート上部と車両をつなぐひも状の部品

チャイルドシートに関する基準の見直しについて

1. 概要

チャイルドシートの不適正使用が多い現状を踏まえて、簡単・確実に固定できる ISOFIX チャイルドシートについて基準化する。ISOFIX に関連する規定を導入するため、車両側の基準の見直しと併せて、チャイルドシートの基準を見直しを行う。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第44号との整合化を図る。

2. 具体的内容

①適用対象

自動車への装着に適したチャイルドシートに適用する。

②適用時期

平成24年7月1日以降の製作車(平成18年10月から順次製作)

③主な要件

- ・チャイルドシートについて、ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザーの形状、大きさ、長さを規定。
- ・ダミーを座らせたチャイルドシートを座席に取り付けた状態で衝突を模擬した試験を実施した場合に、ダミーの移動量及びダミーに加わる衝撃が定められた基準以下であること。
- ・チャイルドシートを転覆させる試験を実施した際に、ダミーが脱落しないこと、かつ、シートが上下逆さまのときに移動量が定められた基準以下であること。
- ・ベルト部の幅、引っ張り強さ、耐摩耗性が定められた基準以上であること。

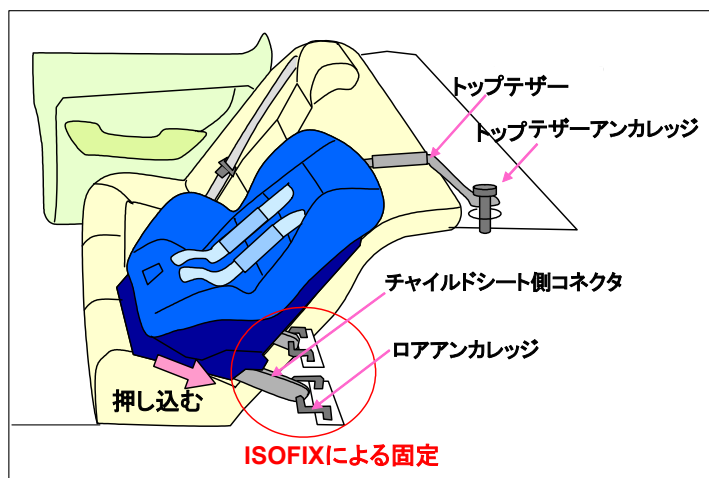


図 ISOFIX によるチャイルドシートの固定

バスの座席に関する基準の見直しについて

1. 概要

バスの衝突時の安全性向上を目的として、後列の座席の乗員が前列の座席後面へ衝突した場合の衝撃緩和要件と、座席取付装置の強度要件を規定した基準を導入する。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第80号との整合化を図る。

2. 具体的内容

①適用対象

乗車定員 10 人以上の乗用自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える前向き座席に適用する。ただし、折りたたみ式の補助座席、非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席及び幼児専用車の幼児用座席は適用除外とする。

②適用時期

平成 24 年7月1日以降の製作車(平成 18 年 10 月から順次製作)

②主な要件

・ 座席に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、背もたれの移動量が定められた範囲内に収まること。

ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を実施した際に、ダミーが前列の座席及びシートベルトの使用により正しく保持され、かつ衝突による衝撃が定められた基準以下であること。

・ 座席取付装置に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、座席取付装置が破損しないこと。

ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を行った際に、座席取付装置が破損しないこと。

四輪自動車の灯火器取付に関する基準の見直しについて

1. 概要

既に我が国の国内基準に採用し、認証の相互承認の対象としている、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第 48 号が改正されたことに伴う改正を行う。

2. 具体的内容

①適用対象

車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車（荷台の天井、側面が堅牢な壁により囲まれていないものを除く。）

②適用時期

平成 22 年 1 月 1 日以降の製作車（平成 18 年 10 月から順次製作）

③主な要件

現在、乗車定員 10 人未満の乗用自動車に取付けられている補助制動灯（ハイマウントストップランプ）（下図参照）について、取付対象車種に上記①の適用対象の自動車を追加する。

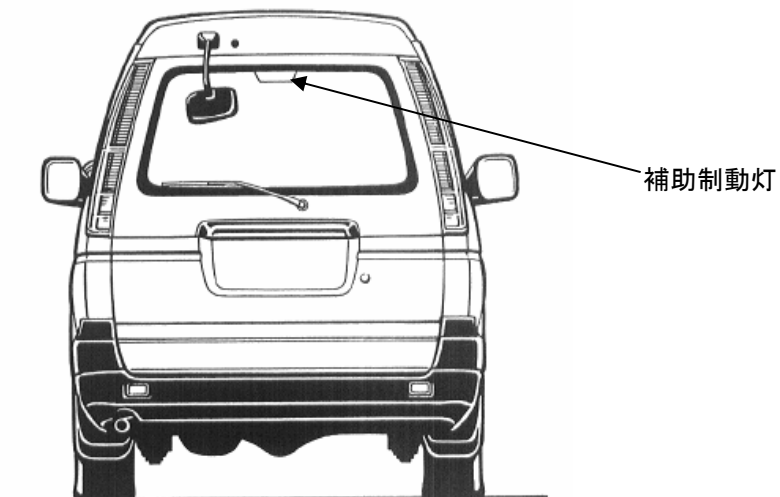


図 補助制動灯